

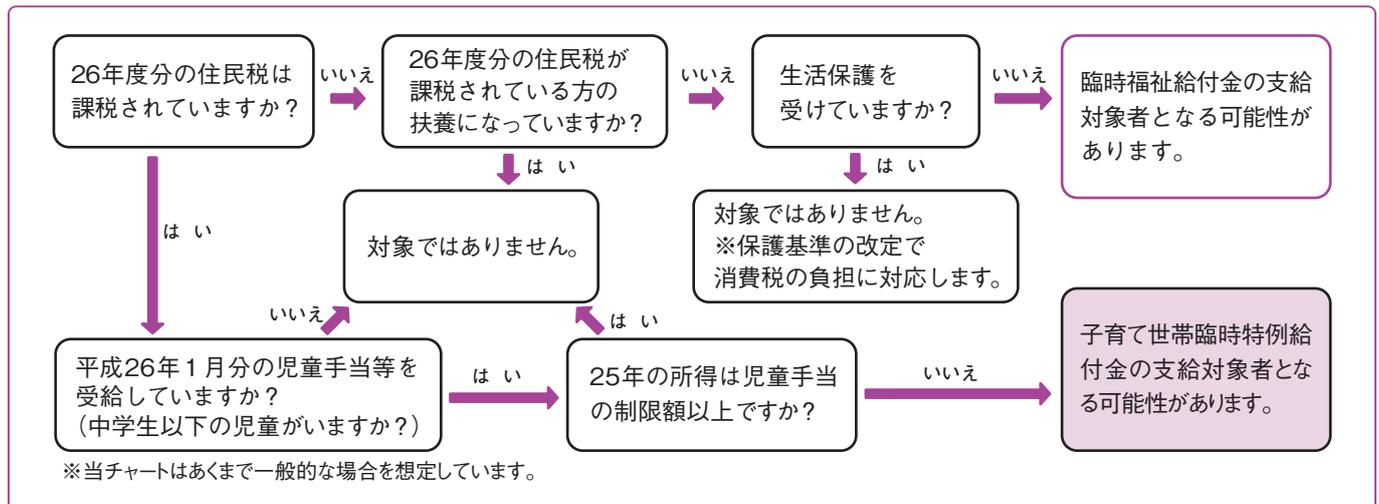
# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

広報いな 4月号でお知らせしたとおり『臨時福祉給付金』および『子育て世帯臨時特例給付金』を支給します。町では対象となると思われる方がいる世帯へ、6月末ごろ申請書を郵送します。

なお、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の両方の給付対象に該当する方は、臨時福祉給付金のみ支給されます。

**申請期間 7月1日(火)～9月30日(火)**

## 対象者判断チャート



	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
給付対象	基準日（平成26年1月1日）に伊奈町の住民基本台帳に登録されており、かつ、平成26年度分町民税（均等割）が課税されていない方 ただし、以下の方は対象外です。 ● 課税されている方の扶養親族等 ● 生活保護制度の被保護者	基準日（平成26年1月1日）に伊奈町の住民基本台帳に登録されており、かつ平成26年1月分の児童手当を受給されている方で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方(所得制限額については右表をご確認ください) ただし、以下の方は対象外です。 ● 生活保護制度の被保護者
給付額	対象者一人当たり10,000円 ただし、次に該当する方は5,000円を加算し、一人当たり15,000円となります。 ● 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など	対象児童一人当たり10,000円
申請方法等	<b>■ 必要書類</b> ● 申請書（記入・押印） ● 申請者確認書類の写し（運転免許証・保険証など） ● 振込口座番号がわかるものの写し（通帳・キャッシュカードなど）	<b>■ 必要書類</b> ● 申請書（記入・押印） ※ただし、公務員の方は、所属庁から交付される児童手当受給状況証明書と申請書、振込口座番号がわかるものの写し（通帳・キャッシュカードなど）をご提出ください。
	同封の返信用封筒を使用し、各担当へご返送ください。	

## 児童手当の所得制限限度額（25年中の所得）

扶養親族等の数	所得額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円
4人	782万円

※所得とは、給与の場合、給与収入から給与所得控除した後の額です。  
 ※上の表には、一律に控除される8万円をあらかじめ加えてあります。

**■ 臨時福祉給付金については福祉課②126**  
**■ 子育て世帯臨時特例給付金については子育て支援課④2160**

緊急通報システムとは、自宅で急な発作や身体の異常を感じた時に『非常』ボタンを押すと、『緊急通報センター』につながり、症状等により必要に応じて救急車の出動を要請するシステムです。

また、緊急通報センターでは、毎月1回利用者宅に電話をかけ安否確認を行います。3日連続で安否確認が取れない場合は、ご家族に連絡します。

緊急通報システムの利用により、緊急時における利用者の不安を解消することができます。



**対象となる方（利用者）**

町内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者世帯または単身高齢者等の方など

**設置機種・費用**

●NTTの機種

機器レンタル料 月額380円（税抜き）

設置工事料 8,000円（税抜き）

※NTTのアナログ回線のみ設置可能です。

●エースの機種

機器レンタル料 月額1,000円（税抜き）+振込手数料

設置工事料 2,000円（税抜き）

※NTTのアナログ回線のほか、デジタル回線、ケーブルテレビなどにも設置可能です。

なお、緊急通報システムを利用する世帯のうち、生活保護世帯および前年分所得税非課税世帯に対して、機器レンタル料金を補助しています。

緊急通報サービスのしくみ

